

観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月1日

観音寺市教育委員会

委員長 大久保 健 二

観音寺市教育委員会規則第1号

観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例（平成27年観音寺市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第6条の規定による指定の申請は、指定管理者指定申請書（観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年観音寺市規則第2号）様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 観音寺市民会館（以下「会館」という。）の管理に係る事業計画書
- (2) 会館の管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他観音寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める書類（事業報告に必要な書類）

第3条 条例第8条第2項第3号に規定する事業報告に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 業務日誌
- (2) 会計簿
- (3) 出勤簿
- (4) 備品台帳

(5) 申請関係書類

- 2 前項各号に掲げる書類は、条例第9条の規定による指定の期間の満了の日（指定管理者の指定が取り消された場合にあつては、当該取消しの日）から5年間保存しなければならない。

(利用許可の申請)

第4条 条例第12条第1項の規定により、会館の施設及び附属設備等（条例別表第2の用途に用いる駐車場を除く。以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、観音寺市民会館利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 利用許可申請書の受付期間は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、利用許可申請書が提出されたときは、これを審査し、原則として利用許可申請書が提出された順序により許可するものとする。

(利用許可書の交付)

第5条 指定管理者は、利用を許可したときは、観音寺市民会館利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を当該利用許可に係る申請者に交付するものとする。

- 2 利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等を利用するときは、指定管理者に利用許可書を提示しなければならない。

(申請の変更又は取消し)

第6条 条例第12条第1項の規定により、利用者が許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときは、観音寺市民会館利用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、変更又は取消しの許可をしたときは、観音寺市民会館利用変更（取消）許可書（様式第4号）を当該変更又は取消しの許可に係る申請者に交付するものとする。

(利用時間)

第7条 利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備、原状回復等に要する時間を含むものとする。

(利用時間の延長等)

第8条 利用者がやむを得ない理由により、利用時間を超えて施設等を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する利用時間を超えて施設等を利用する場合の利用に係る料金は、前項の許可を受けたときに納付しなければならない。

(附属設備等の利用に係る料金)

第9条 附属設備等の利用に係る料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受け定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(利用に係る料金の納入期日)

第10条 条例第17条第1項の規定による納入期日は、利用者が施設等の利用の許可を受けた日とする。

2 条例第17条第1項ただし書きの規定による納入期日は、利用者が施設等を利用しようとする日（以下「利用日」という。）とする。

3 前各項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用料金の承認手続き等)

第11条 指定管理者は、第9条及び条例第17条第2項の規定により施設等（条例別表第2の用途に用いる駐車場を含む。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認を受けようとするときは、利用の区分、利用料金の額及びその算定根拠を記載した利用料金承認申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 条例第18条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合の額は、その

都度教育委員会が定めるものとする。

- 2 条例第18条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、観音寺市民会館利用料金減免申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、教育委員会の承認を受け減免の決定をしたときは、観音寺市民会館利用料金減免決定通知書（様式第7号）を交付するものとする。

（利用料金の還付）

第13条 条例第19条ただし書の規定により利用料金を還付できる場合は、次に掲げるとおりとし、その還付額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害その他利用者の責に帰することができない理由により利用できなくなった場合 既納利用料金の全額
 - (2) 条例第16条第1項第6号の規定により指定管理者が管理運営上特に必要があると認めて利用許可を取り消した場合 既納利用料金の全額
 - (3) 大ホール及び小ホールの利用者が利用日の2月前に当たる日までに利用許可の取消しを申し出た場合 既納利用料金の5割の額
 - (4) 大ホール及び小ホール以外の施設の利用者が利用日の14日前に当たる日までに利用許可の取消しを申し出た場合 既納利用料金の5割の額
 - (5) その他教育委員会が相当の理由があると認めた場合 既納利用料金の5割の額までの範囲内において教育委員会が定める額
- 2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、観音寺市民会館利用料金還付申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。
 - 3 指定管理者は、教育委員会の承認を受け還付の決定をしたときは、観音寺市民会館利用料金還付決定通知書（様式第9号）を交付するものとする。

（特別の設備等の利用手続）

第14条 条例第21条の規定により特別の設備を設け、又は備付物品以外の物品を搬入しようとする者は、観音寺市民会館特別の設備等利用許可申請書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、特別の設備等の利用の決定をしたときは、観音寺市民会館特別の

設備等利用許可書（様式第11号）を交付するものとする。

（施設等のき損、滅失の届出）

第15条 施設等（条例別表第2の用途に用いる駐車場を含む。以下この条において同じ。）又は備付物品をき損し、又は滅失した者は、直ちに、観音寺市民会館施設等き損（滅失）届（様式第12号）を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。当該施設等又は備付物品のき損等が入場者の行為に起因する場合も同様とする。

（立入検査）

第16条 指定管理者は、会館の管理運営上必要があると認めるときは、利用中の施設に立ち入ることができる。この場合、利用者はこれを拒否することができない。

（利用の打合せ）

第17条 利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、指定管理者と施設等の利用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

- （1） 大ホール及び小ホールを利用する場合 利用日の1月前に当たる日まで
- （2） 多目的ホールを利用する場合 利用日の14日前に当たる日まで
- （3） その他指定管理者が必要と認める場合 利用日の14日前に当たる日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要がないと認めるときは、利用の打合せをしないことができる。

（駐車場利用者の遵守事項）

第18条 駐車場利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 他の駐車場利用者の妨げになる行為又は駐車をしないこと。
- （2） 駐車場で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （3） 駐車中は、エンジンを停止し、ドア等の施錠をすること。
- （4） 積載物等の盗難予防措置を確実に行うこと。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める事項

（事故等の届出及び緊急措置）

第19条 駐車場利用者は、駐車場内において次の各号のいずれかに該当するときは、

直ちに、指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 車両による事故を起こしたとき。
- (2) 車両に異常又は被害を発見したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき

2 指定管理者は、駐車場利用者から前項に規定する届け出があったときは、速やかに、所要の措置を採らなければならない。

(損害の責任)

第20条 指定管理者は、駐車場内における車両の損傷、滅失又は盗難等による損害については、その責めを負わない。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営について必要な事項は、指定管理者が定める。

(教育委員会による管理)

第22条 条例第26条第1項の規定により会館の管理を教育委員会が行う場合にあつては、第4条から第6条までの規定、第8条第1項、第10条第3項、第12条第2項、第13条第1項及び第2項並びに第14条から第21条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第12条（見出しを含む。）第1項、第13条（見出しを含む。）第1項並びに別表第2備考1及び3から5までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第9条中「別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受け定めるもの」とあるのは「別表第2に掲げる額」と、第12条第3項及び第13条第3項中「指定管理者は、教育委員会の承認を受け」とあるのは「教育委員会は、」と、第12条第2項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、第13条第2項中「利用料金の還付」とあるのは「使用料の還付」と、別表第2備考3及び4中「指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受け別に定める」とあるのは「教育委員会が別に定める」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例（平成27年観音寺市条例

第43号) の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	受 付 期 間
大ホール 小ホール 多目的ホール	<p>次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事前に所定の登録申請を行い登録された市民又は市民で構成する団体については、利用日の属する月の13月前の月の初日から利用日の1月前まで</p> <p>(2) 上記のほかは、利用日の属する月の12月前の月の初日から利用日の1月前まで</p> <p>※ 受付期間の初日又は利用日の1月前に当たる日が、休館日に当たる場合は、翌日以降の最初の休館日でない日とする。</p>
上記以外の施設	<p>利用日の属する月の6月前の月の初日から利用日の7日前まで</p> <p>※ 受付期間の初日又は利用日の7日前に当たる日が、休館日に当たる場合は、翌日以降の最初の休館日でない日とする。</p>

別表第2（第9条関係）

区分	名称	単位	金額	備考
舞 台 設 備	音響反射板	1式	4,000円	大ホール
	〃	1式	2,000円	小ホール
	所作台	1式	4,000円	
	平台	1枚	200円	
	鳥屋囲い	1式	300円	
	緋毛氈	1枚	200円	
	上敷	1枚	100円	
	長座布団	1枚	100円	
	高座用座布団	1枚	100円	
	松羽目	1式	1,000円	ドロップ
	竹羽目	1式	1,000円	
	金屏風	1双	1,000円	
	銀屏風	1双	800円	
	地がすり	1枚	500円	
	演台	1式	500円	花台付
	司会者台	1式	300円	
	めくり台	1台	200円	
	指揮者台	1台	200円	
	譜面台	1台	100円	指揮者用
	〃	1台	50円	演奏者用
	椅子	1脚	50円	演奏者用
	〃	1脚	100円	コントラバス用
	〃	1脚	100円	チェロ用
譜面灯	1台	50円		

	予備幕	1 枚	500円	一文字幕、袖幕
	スクリーン	1 式	1,000円	大ホール
	スモークマシン	1 式	500円	
	バレエシート	1 式	2,000円	
	演出家卓	1 台	100円	
	P A 卓	1 台	100円	
	長机	1 台	100円	
	椅子	1 脚	50円	
照 明 設 備	調光操作卓	1 式	1,000円	大ホール
	〃	1 式	1,000円	小ホール
	移動用調光器	1 台	500円	
	ボーダーライト	1 式	800円	大ホール
	〃	1 式	500円	小ホール
	サスペンションライト	1 台	200円	大ホール
	〃	1 台	200円	小ホール
	アッパーホリゾントライト	1 列	1,000円	大ホール
	〃	1 列	500円	小ホール
	ローアホリゾントライト	1 列	1,000円	大ホール
	〃	1 列	500円	小ホール
	シーリングライト	1 台	200円	大ホール
	〃	1 台	200円	小ホール
	フロントサイドライト	1 台	200円	大ホール
	〃	1 台	200円	小ホール
	フットライト	1 式	1,000円	大ホール
	〃	1 式	500円	小ホール
	フォローピンスポットライト	1 台	2,000円	大ホール 3 KW
	〃	1 台	1,000円	小ホール 1 KW

	平凸スポットライト	1 台	100円	500W
	〃	1 台	200円	1 KW
	フレネルスポットライト	1 台	100円	500W
	〃	1 台	200円	1 KW
	パーライト	1 台	100円	500W
	〃	1 台	200円	1 KW
	エフェクトマシーン	1 台	1,000円	
	ミラーボール	1 式	500円	
音響映像設備	音響調整卓	1 式	1,500円	大ホール
	〃	1 式	1,000円	小ホール
	移動型ミキサー	1 式	1,500円	大ホール
	〃	1 式	1,000円	小ホール
	移動スピーカー	1 台	500円	
	〃 用パワーアンプ	1 台	300円	
	小型パワードスピーカー	1 式	300円	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	500円	
	コンデンサーマイクロホン	1 本	500円	
	ダイナミックマイクロホン	1 本	500円	
	フレキシブルマイクロホン	1 本	500円	
	バウンダリーマイクロホン	1 本	500円	
	マイクスタンド	1 本	100円	
	3点吊りマイク装置	1 式	1,000円	大ホール
	テープレコーダー	1 台	500円	
	CDプレイヤー	1 台	500円	
	MDプレイヤー	1 台	500円	
	プロジェクター	1 式	1,500円	大ホール
〃	1 式	1,000円	小ホール	

	DVDレコーダー	1台	500円	
	ブルーレイディスクレコーダー	1台	500円	
その他	ピアノ	1台	10,000円	スタインウェイ製
	〃	1台	5,000円	ヤマハ製
	〃	1台	2,000円	ヤマハ製
	キーボード	1台	1,000円	
	電子ピアノ	1台	500円	
	ドラムセット	1式	500円	
	和太鼓（大）	1台	400円	
	和太鼓（小）	1台	300円	

備考

- 1 この利用料金は、午前、午後、夜間の使用区分をもってそれぞれ1回とする。
- 2 ピアノの調律料、カラーフィルター、カセットテープその他の消耗品の利用については実費とする。
- 3 特別の設備又は備付物品以外の物品を持ち込む場合の利用料金は、それぞれ別表第2に掲げる額の5割とする。ただし、別表第2に記載のないものについては、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受け別に定める利用料金を徴収する。
- 4 予備電源装置及びコンセントを利用するときは、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受け別に定める利用料金を徴収する。
- 5 利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 6 上表の額には、消費税及び地方消費税を含む。

観音寺市民会館利用許可申請書

年 月 日

観音寺市民会館
指定管理者 宛て

申請者 住所又は所在地 〒 -
(許可書・請求書の宛名)

※申請後に変更は出来ません。

氏名又は団体名・代表者氏名

電話番号 () - FAX () -

利用目的	行事等の名称						
	行事等の内容						
利用日時	年 月 日 () 時から		年 月 日 () 時まで				
利用施設	大ホール			小ホール			
	1 全席使用		※閉鎖利用は初回申請時に限ります。				
	2 2階閉鎖						
	楽屋 (小楽屋A 中楽屋A・B・C 大楽屋A・B 和室楽屋)			楽屋 (小楽屋1 中楽屋1・2)			
	多目的ホール		会議室A		スタジオA		スタジオB
	リハーサル室		練習室A 練習室B		練習室C		※ 利用日ごとの施設名及び 利用区分は別紙のとおり
	ふれあいロビー		ふれあい広場		ホワイエ 駐車場 (イベント利用)		
附属設備 器具等							
入場(利用) 予定者数							
入場料等	<input type="checkbox"/> 入場料を徴収する (S 円 A 円 B 円 C 円) <input type="checkbox"/> 入場料を徴収しない					<input type="checkbox"/> 営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的以外	
	入場方法	指定席 自由席	前売券 当日券 会員券 整理券 招待券 その他 ()				
公演(会議) 等の予定	区分	施設区分	準備・練習	開場(受付)	開演(開始)	終演(終了)	整理終了
	月 日		: ~ :	:	:	:	:
	月 日		: ~ :	:	:	:	:
	月 日		: ~ :	:	:	:	:
事前公表 の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 大ホール・小ホール・多目的ホール利用の場合、選択可						
施設利用料 の納付方法	<input type="checkbox"/> 一括払い (納付予定日 月 日頃)						
利用責任者	住所	〒 -					
	団体名・氏名						
	電話番号	() -	FAX		() -		
備考	物品の展示・販売の有無 (有・無) 広告等の掲示・配布の有無 (有・無) 寄附等の募集の有無 (有・無)		※入場料を徴収する・しないに拘らず民間企業が社内以外の方 を対象として行う場合は「営利」となります。詳しくはご確認 ください。				

(裏面)

行事等の名称 ()

区分	月 日 ()			月 日 ()			月 日 ()		
	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5時	午後 6時 ～ 午後 10時	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5時	午後 6時 ～ 午後 10時	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5時	午後 6時 ～ 午後 10時
大ホール関係	大ホール								
	小楽屋 A								
	中楽屋 A								
	中楽屋 B								
	中楽屋 C								
	大楽屋 A								
	大楽屋 B								
	和室楽屋								
小ホール関係	小ホール								
	小楽屋 1								
	中楽屋 1								
	中楽屋 2								
多目的	多目的ホール								
	会議室 A								
会議室関係・他	リハーサル室								
	スタジオ A								
	スタジオ B								
	練習室 A								
	練習室 B								
	練習室 C								
	ふれあいロビー								
	ふれあい広場								
	ホワイエ								
	駐車場 (イベント利用)								

注 利用する区分に○印 (大ホール及び小ホールについては、準備又は練習のために使用するときは、(準)印) を記入してください。

利用時間の繰上・延長(1時間)につきましては、「-○」・「○-」のように延長する側に「-」をご記入下さい。

様式第2号（第5条関係）

観音寺市民会館利用許可書

年 月 日

様

年 月 日 付で申請のあった観音寺市民会館の利用を、下記のとおり許可します。
 なお、利用に当たっては、裏面記載の利用の条件に従ってください。

記

利用目的	行事等の名称						
	行事等の内容						
利用日	利用する施設			利用時間			
入場料等	<input type="checkbox"/> 入場料を徴収する (最高額 円)					<input type="checkbox"/> 営利目的	
	<input type="checkbox"/> 入場料を徴収しない					<input type="checkbox"/> 営利目的以外	
大・小ホール 公演等の予定	区分	施設区分	準備・練習	開場	開演	終演	整理終了
利用責任者	住所						
	氏名						
	電話番号						
備考	その他については、利用許可申請書のとおりです。 利用料は までにお支払いください。						

様式第 4 号（第 6 条関係）

観音寺市民会館利用変更（取消）許可書

年 月 日						
様						
観音寺市民会館指定管理者						
<p>年 月 日付けで申請のあった観音寺市民会館の利用許可の変更（取消）については、次のとおり許可することに決定したので、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により通知します。</p>						
利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで					
利用施設						
催物名称						
変更（取消）の内容	変 更 前			変 更 後		
利用料金	変 更 前			変 更 後		
	施設	附属設備	合計	施設	附属設備	合計
	円	円	円	円	円	円
	取消還付額			差引過不足額		
	施設	附属設備	合計	円		
	円	円	円			
変更（取消）の理由						
許可条件 その他						

様式第6号（第12条関係）

観音寺市民会館利用料金減免申請書

年 月 日

観音寺市民会館
指定管理者 宛て

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

電話番号

観音寺市民会館の利用料金の減額（免除）を受けたいので、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

減免申請の理由	
---------	--

利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
利用施設			
許可年月日	年 月 日		
許可番号			
※ 減免の内容	基本利用料金	減免額	差引納付額
	円	円	円
※ 備 考			

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号（第12条関係）

観音寺市民会館利用料金減免決定通知書

年 月 日

様

観音寺市民会館指定管理者

年 月 日付けで申請のあった観音寺市民会館の利用料金の減免については、次のとおり（承認・不承認）することに決定したので、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第3項の規定により通知します。

利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
利用施設	
許可年月日	年 月 日
許可番号	

減免の内容	基本利用料金	減 免 額	差引納付額
		円	円
不承認の理由			
備 考			

様式第8号（第13条関係）

観音寺市民会館利用料金還付申請書

年 月 日

観音寺市民会館
指定管理者 宛て

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名



電 話 番 号

観音寺市民会館の利用料金の還付を受けたいので、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

還付申請の理由	
---------	--

利用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
利用施設			
許可年月日	年 月 日		
許可番号			
※ 還付の内容	基本利用料金	還 付 額	差引納付額
	円	円	円
※ 備考			

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第9号（第13条関係）

観音寺市民会館利用料金還付決定通知書

年 月 日

様

観音寺市民会館指定管理者

年 月 日付けで申請のあった観音寺市民会館の利用料金の還付については、次のとおり（承認・不承認）することに決定したので、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第3項の規定により通知します。

利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
利用施設	
許可年月日	年 月 日
許可番号	

還付の内容	基本利用料金	還付額	差引納付額
	円	円	円
不承認の理由			
備考			

様式第10号 (第14条関係)

観音寺市民会館特別の設備等利用許可申請書

年 月 日	
観音寺市民会館 指定管理者 宛て	
申請者 住所 氏名 特別の設備等 住所 責任者 氏名	
観音寺市民会館の利用に当たり特別の設備等を利用したいので、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
利用目的	
設備名	
特別の設備等の概要(規模・数量)	
添付資料	1 特別の設備等配置図 2 その他
着手(持込日時)	年 月 日 () 時 分から
撤去日時	年 月 日 () 時 分まで
※ 許可条件	
※ 審査	承認 ・ 却下

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第11号（第14条関係）

観音寺市民会館特別の設備等利用許可書

年 月 日	
様	
観音寺市民会館指定管理者	
<p>年 月 日付けで申請のあった特別の設備等の利用については、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり許可します。</p>	
利用目的	
設備名	
特別の設備等の概要(規模・数量)	
添付資料	1 特別の設備等配置図 2 その他
着手(持込日時)	年 月 日 () 時 分から
撤去日時	年 月 日 () 時 分まで
許可条件	

様式第12号（第15条関係）

観音寺市民会館施設等き損（滅失）届

年 月 日	
観音寺市民会館 指定管理者 宛て	
利用者 住 所 氏 名	
印	
観音寺市民会館の施設等をき損（滅失）したので、観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり届けます。	
き損（滅失）日時	年 月 日（ ） 時 分
利用場所	
き損（滅失）備品 （数量等）	
き損（滅失）理由	
※ 指示内容	
※ 審査内容	

注 ※印の欄は、記入しないでください。